

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	KC-46A用自動洗機装置 現地調査	4 補 L P S - X 0 0 4 5 0 8	
		作 成	令和 8 年 6 月 1 1 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	第 4 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有するKC-46A空中給油輸送機の機体洗浄に用いる、自動洗機装置の現地調査について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 役務に関する要求

2.1 要求事項

要求事項は、2.3を実施した後、次の条件を満たすことが可能であるか調査する。

a) 対象機種（KC-46A）諸元

- 1) 機体寸法は、全長51 m、全幅48 m、全高16 mとする。
- 2) 機体重量は、188 tとする。
- 3) 翼配置は、低翼とする。
- 4) 翼型は、後退翼とする。

b) 機体全体を効率よく、かつ、最適に洗浄可能である。

c) 取扱及び整備は、容易に行えるものである。

d) 自動洗浄のほか、機械室又は洗機場周辺からも装置を手動で起動することが可能である。

品 名	KC-46A用自動洗機装置 現地調査
-----	--------------------

- e) 連続2機の機体洗機が可能である。
- f) 洗剤は使用せず、水のみで洗機が可能である。
- g) 洗機場まで、牽引して機体を移動する。
- h) 1機あたり10分以下で洗浄可能である。

2.2 役務の実施場所

役務の実施場所は、美保基地（第3輸送航空隊）とする。

2.3 役務の内容

役務の内容は、次による。

- a) 洗機場にある貯水タンク、排水管、油水分離機等の改修の調査
- b) 電子計算機を使用した3Dシミュレーションを行い、機体全体に適当かつ効率よく水が噴きかかる放水パターン、噴射口の配置、必要水量等の調査
- c) 洗機装置の構成、機械室、電気配線、水道管等の適当な配置場所等の調査

2.4 役務の変更

契約の相手方は、分任支出負担行為担当官（以下，“分支担当官”という。）が役務の変更について指示した場合、これによる。

なお、官の都合による役務の変更が必要な場合は、分支担当官に申出る。

2.5 役務の履行に関する改善

契約の相手方は、監督官等が役務の履行に関し、改善を図るよう要求した場合、必要な措置を講じなければならない。

3 監督・検査

監督・検査は、分支担当官の定める監督及び検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 作業実施要領書

作業実施要領書は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに，“作業実施要領書”（様式任意）を1部作成し、補給本部航空機部第2課長の確認を受けた後、分支担当官に提出し、承認を得る。
- b) 提出後の作業実施要領書に変更が生じた場合は、**a)**と同じ手続によって、変更箇所のみを提出する。

4.1.2 調査報告書

調査報告書は、次による。

- a) 契約の相手方は、**2.3**終了後速やかに，“調査報告書”（基本配置図及び主要諸元を含む。）（様式任意）を3部作成し、航空幕僚監部装備計画部整備・補給課長、補給本部航空機部航空機第2課長及び第4補給処資材計画部資材計画課長に各1部提出する。
- b) 提出後の調査報告書に変更が生じた場合は、**a)**と同じ手続によって、変更箇所のみを提出する。

品 名	KC-46A用自動洗機装置 現地調査
-----	--------------------

4.2 契約の相手方準備品

契約の相手方は、役務に必要な資材及び器材を準備する。

4.3 官の作業支援

契約の相手方は、官の作業支援が必要な場合は、次の事項について、監督官等の確認を得て、無償で支援を受けることが可能である。

- a) 部隊が保有する器材の使用及び操作に関する事項
- b) 部隊が保有するデータ及び資料の閲覧に関する事項
- c) 必要な場合の写真撮影
- d) その他必要な事項

4.4 現地調査における便宜供与

契約の相手方は、役務の実施上必要な場合、監督官等の確認を得て、可能な範囲で次の便宜供与を受けることが可能である。

- a) 契約の相手方準備品の保管
- b) 部隊内の事務室の利用
- c) 現地における電力及び水の利用
- d) 急病時の応急処置に関し必要な援助
- e) その他必要と認めた事項

4.5 著作権許諾確認等

著作権許諾確認等は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約において提出する著作物（成果物）について、官側が自ら利用するために必要な範囲において、複製，翻訳，翻案及び貸与することを許諾する。
- b) 契約の相手方は、この契約において提出した著作物（成果物）について、自己及び第三者の著作権者人格権を行使しない。

4.6 安全管理

安全管理は、C&LPS-Y00007の4.6による。

4.7 立入申請

立入申請は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達による。

4.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義がある場合は、監督官等の確認を得て、分支担官に説明を求める。